

目次

教育委員会規則

- 指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 3
- 告示
- 平成28年度北海道教育功績者の表彰について…………… 3

公布された教育委員会規則のあらまし

◆指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(北海道教育委員会規則第15号)

1 趣旨

北海道教育委員会が、指導が不適切である教員に該当するか否か等の認定を行うに当たっての専門家等からの意見聴取方法等を変更するため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 「教育長が設置する審査会」を「指導が不適切である教員の認定等に関する意見聴取会」に改めることとした(第4条第3項関係)。
- (2) 指導が不適切である教員に該当するか否か等の認定等を行うに当たって、総合的な審査を行う「指導が不適切である教員の認定等に関する判定会議」についての規定を加えることとした(第4条第4項及び第6条第2項関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

教育委員会規則

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年9月27日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会規則第15号

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則(平成20年北海道教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「教育長が設置する審査会」を「指導が不適切である教員の認定等に関する意見聴取会」に改める。

第4条に次の1項を加える。

- 4 第1項の認定を行うに当たっては、指導が不適切である教員の認定等に関する判定会議を開催して、前2項による事実確認及び意見聴取を踏まえ、総合的な審査を行うものとする。

第6条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

附則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

告示

北海道教育委員会告示第50号

北海道教育功績者表彰規則(昭和28年北海道教育委員会規則第9号)に基づき、次の者を平成28年度北海道教育功績者として表彰する。

表彰式は、平成28年12月20日(火)札幌市(ホテルライフオーソ札幌)において行う。

平成28年 9月27日

岩見沢市立明成中学校長	田 中 佳	北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫
前寿都町教育委員会教育長	早 瀬 良	樹
函館市立深堀中学校長	岡 野 伸	二
七飯町立大中山中学校長	川 野 真	一
旭川市立朝日小学校長	中 山 雅	文
前中富良野町教育委員会教育長	松 藤 藤	吉
北見市立南小学校長	東 原 基	広
帯広市立明星小学校長	石 本 宏	博
釧路市立幣舞中学校長	梅 本 宏	之
厚岸町立真龍小学校長	渡 辺 仁	平